

総合事業 通所介護 重要事項説明書

社会福祉法人 宝寿会
デイサービスセンター宝寿やすらぎ

総合事業介護保険事業所番号 2894000732

総合事業通所介護 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所介護・総合事業通所介護サービスを提供(以下「事業サービス」という)します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上でご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人宝寿会
(2) 法人所在地	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241-3
(3) 電話番号	0790-32-2257
FAX 番号	0790-32-2596
(4) 代表者名	理事長 小野田 準子
(5) 設立年月日	平成 5 年 3 月 23 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定介護予防、事業対象者通所介護事業所 平成 29 年 6 月 1 日 指定番号 2874009141号 総合事業、事業対象者通所介護事業所 平成 29 年 6 月 1 日 指定番号 2894000732号
(2) 事業所の目的	介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な機能訓練及び共用施設等をご利用いただき、介護予防通所介護サービスを提供します。
(3) 事業所の名称	デイサービスセンター宝寿やすらぎ
(4) 事業所の所在地 交通機関	姫路市広畑区北野町2丁目 59-10 山陽電車網干線「夢前川」駅より 徒歩10分

(5) 電 話 番 号 0 7 9 - 2 3 0 - 1 0 5 0
 F A X 番 号 0 7 9 - 2 3 7 - 2 2 1 1
 (6) 管 理 者 氏 名 島 田 園 子

(7) 事業所の運営方針

- ア) 要支援者、事業対象者(以下「利用者」という)の心身の特性を踏まえて、利用者の立場に立ってその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行います。
- イ) 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- ウ) 地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設（サービス開始）年月

平成 2 9 年 6 月 1 日

(9) 通常の事業実施地域

姫路市（家島町、夢前町、安富町各を除く）

(10) 営業日及び営業時間

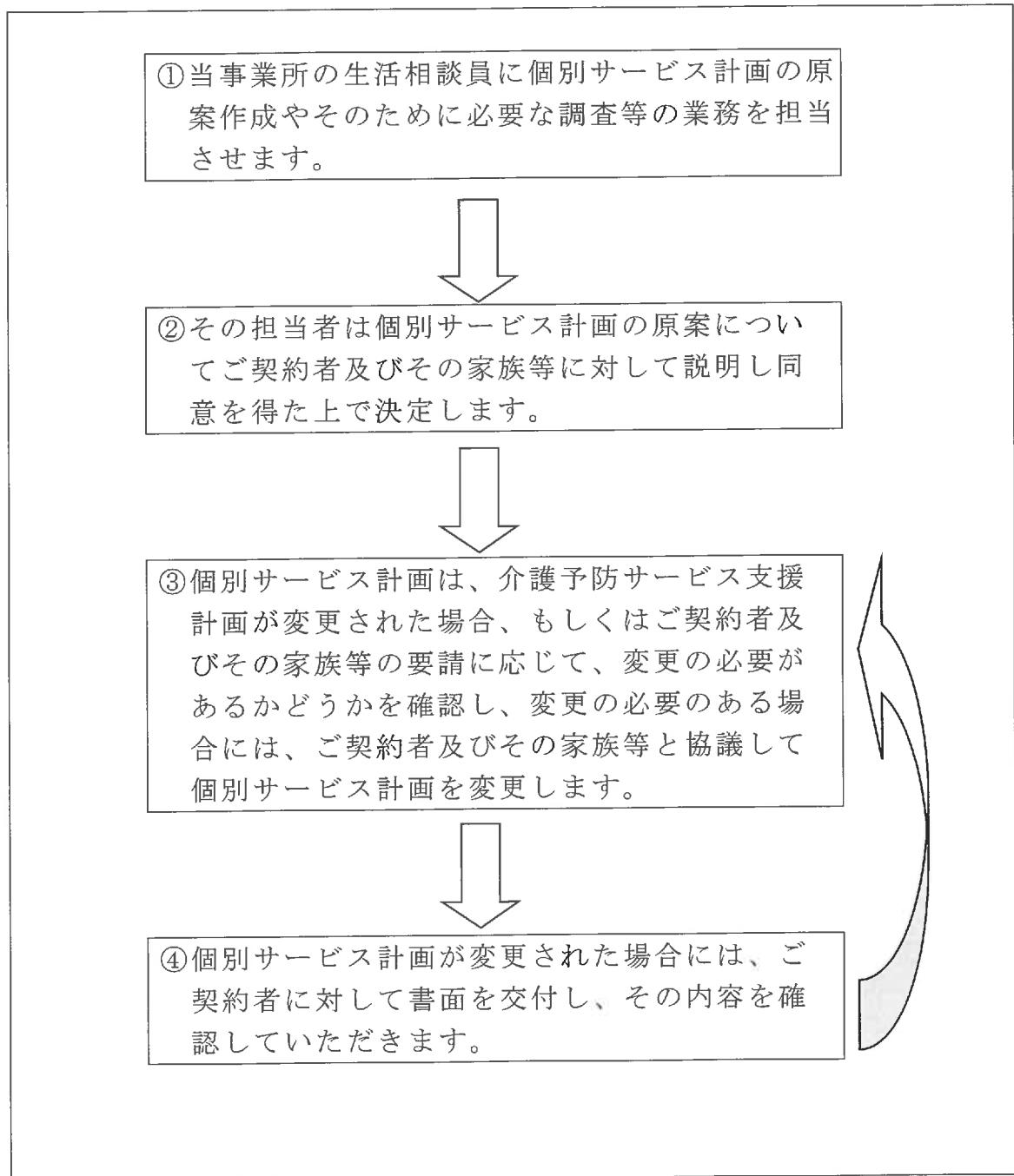
営業日		月 火 水 木 金
休日		12/30,31 1/1～3
受付時間		月～金 9 時 00 分～17 時 00 分
サービス提供時間	①	月～金 9 時 15 分～12 時 30 分
	②	月～金 13 時 30 分～16 時 45 分

(11) 利用定員 1 単位 10 名

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス支援計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護予防通所計画（以下「個別サービス計画」という。）に定めます。
- 契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

(契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「介護予防サービス支援計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通です。

①要支援認定、総合事業認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

介護予防サービス支援計画の作成

- 作成された介護予防サービス支援計画に沿って個別サービス計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②総合事業の認定を受けていない場合

- 総合事業認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

事業対象者・要介護と認定された

- 居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

介護予防サービス支援計画の作成

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- すでに実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。



- 作成された介護予防サービス支援計画に沿って個別サービス計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防・総合事業通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	介護予防通所介護
	人 数
1.管理者	1名（兼務）
2.介護職員	1名以上（専従）
3.生活相談員	1名以上（専従）
5.機能訓練相談員	1名（専従）

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体系
1.生活相談員	常勤 又は非常勤
2.介護職員	常勤
3.機能訓練相談員	常勤 又は非常勤

〈配置職員の職種〉

介 護 職 員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生 活 相 談 員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
機能訓練相談員	ご契約者の機能訓練を担当します。 必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設ではご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○介護予防通所介護サービス・総合事業通所介護サービス

また、それぞれのサービスについて

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

（Ⅰ）〈サービスの概要〉

① 排泄

・ご契約者の排泄の介助を行います。

② 機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

③健康管理・口腔機能改善

・看護職員が健康管理及び口腔機能改善を行います。

④送迎

・専用車でご自宅前まで送迎します。

(Ⅱ) 〈サービス利用料金 (1ヶ月あたり)〉

(契約書第7条参照)

*サービスの利用料金をご契約者の要介護度に応じて異なります。

基本サービス

支給区分	要支援 1 事業対象者	要支援 2 事業対象者
基本料金	18,231 円	36,716 円
自己負担額 1 割	1,824 円	3,672 円
自己負担額 2 割	3,647 円	7,344 円
自己負担額 3 割	5,470 円	11,015 円

運動器機能向上加算

225 単位／月

運動器機能向上を目的とし、個別に運動器機能向上サービスを行った場合。

同一建物減算

要支援 1 事業対象者 376 単位減算／月

要支援 2 事業対象者 752 単位減算／月

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護サービスを行った場合

介護職員等処遇改善加算Ⅰ

基本単位に各種加算減算を加えた総単位数に 9.0% 加算。

厚生労働大臣が定める要件に適合した場合に算定します。

■加算対象サービスは、サービスを受けた場合にお支払いいただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは利用料金の金額をご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記 5 (Ⅰ) (Ⅱ) のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額 (自己負担額ではありません) が必要となります。

- ② 写物の交付 1 枚につき 10 円

ご契約者はサービス提供についての記録、その他複写物必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

③ おやつ、お茶代 1日 100円

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ おむつ代（実費相当額）

※経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（１）（２）の料金・費用は原則請求を受けた日から20日以内にお支払いください。

（４）利用の中止・変更・追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前にご契約者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日利用料金 50%
利用予定日の前日までに申し出がない場合	当日利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については上記の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更、追加の申し出に対して事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合にはご契約者の希望により下記協力医療機関において診療等を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、次頁医療機関での診療、入院治療を義務づけるものでもありません。)

○協力医療機関

医療機関の名称	船越内科クリニック
所在地	姫路市広畑区正門通2丁目9-10
診療科	内科・循環器科

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間(要介護認定期間)同じ条件で更新され以後も同様となります。契約期間中は以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。
(契約書第17条参照)

- | |
|--|
| <p>① ご契約者が死亡した場合</p> <p>② 要介護認定等によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</p> <p>③ 施設の減失や重大な毀損によりご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合</p> <p>⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
(詳細は以下をご参照ください)</p> <p>⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合
(詳細は以下をご参照ください)</p> |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

(契約書第 18 条・第 19 条参照)

契約の有効期間中であってもご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。
但し、以下の場合には即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 20 条参照)

以下の事項に該当する場合には本契約の全部又は一部を解約させていただきます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を締結しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいはご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合 |
|---|

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合 (契約書第 21 条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合は当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 17 条参照)

契約が終了する場合には事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務 (契約書第 10 条、第 11 条参照)

当事業所はご契約者に対してサービスを提供するにあたってご契約者の生命身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 10 条、第 11 条に規定される義務を負います。

当事業所ではご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時においてご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

（１）持ち込みの制限

利用にあたり以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・ 日常生活用品、利用者の趣味嗜好品等

但し、ご契約者の心身の状況並びに施設の許容スペース等を勘案し、持ち込みを制限させていただく場合があります。

その際ご契約者並びに家族の同意を得ることとします。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条、第 13 条参照）

- ・ 共用施設、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意にまたはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような営利活動等を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において事業者の責任によりご契約者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付担当者

氏名 島田 園子

- ・ 受付時間

毎週月曜日～金曜日 9:00 から 17:00

- ・ 連絡先電話番号

079-230-1050

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康 保険団体 連合会	所在地	神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号
	電話番号	(078) 332-5617 (介護サービス苦情相談窓口)

○市・ 介護保険課	所在地 電話番号	姫路市安田4丁目1番地 (079) 221-2149 (管理担当)
--------------	-------------	---

総合事業通所介護契約における 個人情報使用について

ご利用者様、ご家族様の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用させていただきます。

- 1 使用する目的
事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス支援計画に基づき、指定介護予防通所介護・総合事業通所介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

- 2 使用にあたっての条件
 - ※ 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
 - ※ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

- 3 個人情報の内容(例示)
 - ※ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族に関する情報
 - ※ 認定調査票(79項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定
結果の意見(認定結果通知書)
 - ※ その他の情報

令和 年 月 日

指定介護予防通所介護・総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の使用についての説明を行いました。

事業者 社会福祉法人宝寿会
理事長 小野田 準子
事業所 デイサービスセンター宝寿やすらぎ
説明者職名 管理者 島田 園子 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の使用についての説明を受け、指定介護予防通所介護・総合事業通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）
住所

氏名 _____ 印 _____

私は本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の使用についての説明を受け、指定介護予防所介護・総合事業通所介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者
住所

氏名 _____ 印 _____
(契約者との関係 _____)

立会人
住所

氏名 _____ 印 _____
(契約者との関係 _____)